



28小教第645号

平成28年5月12日

小郡三井医師会長 殿

小郡市教育委員会
教育長 清武 輝



平成28年度小郡市就学支援委員会委員の推薦について（依頼）

新緑の候、貴職におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本市の就学支援に御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本委員会は、昨年度まで「小郡市児童生徒就学指導委員会」でした。しかし、平成25年の学校教育法施行令改正の趣旨を踏まえ、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、規則を改正し、本年度より「小郡市就学支援委員会」となりました。

つきましては、貴医師会より小児科医または精神科医等の専門医2名の推薦をお願いしたいと考えております。

なお、参考として、小郡市就学支援委員会規則、本年度の事業計画案、昨年度の委員名簿を添付しております。

御多忙中申し訳ございませんが、5月31日（火）までに委員2名を御推薦いただきますよう、お願い申し上げます。

【本件担当】

小郡市教育委員会 教務課 佐藤

電話：0942-72-2111(内線514)

メール：kyomu@city.ogori.lg.jp

○小郡市就学支援委員会規則

昭和60年8月20日

教委規則第28号

改正 昭和61年5月16日教委規則第5号

平成8年3月26日教委規則第6号

(題名改称)

平成19年5月22日教委規則第7号

平成24年4月20日教委規則第12号

平成27年9月15日教委規則第10号

(題名改称)

小郡市児童生徒適正就学指導委員会規則(昭和49年小郡市教委規則第47号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 小郡市就学支援委員会(以下「就学支援委員会」という。)は、本市に在住する障害のある又はその疑いのある幼児、児童及び生徒(以下「障害のある児童生徒」という。)が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるように助言することを目的とする。

(平8教委規則6・平19教委規則7・平27教委規則10・一部改正)

(業務)

第2条 就学支援委員会は、次の業務を行う。

- (1) 教育委員会と連携し、障害のある児童生徒本人及びその保護者に対する情報提供を行うこと。
- (2) 障害のある児童生徒の就学先の決定に際し、教育委員会に対して総合的な判断のための助言を行うこと。
- (3) 障害のある児童生徒の就学先決定後の一貫した支援に関する助言を行うこと。
- (4) その他必要な調査研究と活動

(平19教委規則7・平27教委規則10・一部改正)

(構成)

第3条 就学支援委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校長代表及び幼稚園長代表 3名
- (2) 小・中学校教頭代表 2名
- (3) 特別支援学級担任代表 2名
- (4) 医師 2名

- (5) 臨床心理士 1名
- (6) 家庭相談員 1名
- (7) 指導主事 1名
- (8) その他教育委員会が必要と認める者 若干名

2 顧問として、学識経験者等の出席を得て就学支援委員会を開くことができる。

(平8教委規則6・平19教委規則7・平24教委規則12・平27教委規則10・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。
- 3 職名をもって委嘱された委員がその本来の職を離れた時は、委員の職を失うものとする。

(役員)

第5条 就学支援委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(平27教委規則10・一部改正)

(役員を選出)

第6条 委員長及び副委員長は、就学支援委員会で選出する。

(平27教委規則10・一部改正)

(役員の仕事)

第7条 委員長は、就学支援委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

(平27教委規則10・一部改正)

(会議)

第8条 就学支援委員会は、必要に応じて委員長が招集して会議を開く。

(平27教委規則10・一部改正)

(庶務)

第9条 就学支援委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(平27教委規則10・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、就学支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平27教委規則10・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年5月16日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年3月26日教委規則第6号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月22日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年4月20日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月15日教委規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の小郡市児童生徒就学指導委員会規則第3条の規定により既に在職する委員については、その任期中に限り、引き続き在職するものとする。

平成 2 8 年度就学支援委員会事業計画（案）

月	内 容
4	
5	
6	
7	【7月中旬】 第1回就学支援委員会 (委員委嘱・方針説明)
8	
9	
10	就学児健康診断
11	【11月下旬】 第2回就学支援委員会・学校代表者会 (第2次審査)
12	【12月中旬】 第3回就学支援委員会・学校代表者会 (第3次審査)
1	最終判定を教育委員会に答申
2	学級編制
3	

平成27年度 小郡市児童生徒就学指導委員会委員名簿

任 期：平成27年7月1日～平成28年6月30日まで

第 3 条	職 名	氏 名	備 考
(第1号)	小・中学校長代表 及び幼稚園長代表	久保山 京一	三国幼稚園園長
		渡邊 美穂子	のぞみが丘小学校校長
		松枝 昭生	大原中学校校長
(第2号)	小・中学校教頭代表	吉岡 智美	御原小学校教頭
		船津 聡哉	小郡中学校教頭
(第3号)	特別支援学級担任者 代表	野田 理恵子	のぞみが丘小学校教諭
		深山 充生	大原中学校教諭
(第4号)	医師	山下 康博	小児科医
		本間 五郎	精神科医
(第5号)	家庭相談員	鶴本 哲雄	小郡市家庭相談員
(第6号)	指導主事	秋吉 留美子	小郡市教育委員会 指導主事
(第7号)	学識経験者	柿原 淳	小郡特別支援学校 主幹教諭
		柏木 和治	教育相談室主任相談員